

(処分) 記載例

審査請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

川崎市開発審査会 御中

審査請求人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇
(連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇電話番号)

【審査請求人が法人の場合】

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代表取締役 〇〇 〇〇
(連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇電話番号)

【審査請求人が総代を互選した場合】

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
総代 〇〇 〇〇
(連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇電話番号)
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇
(以下、全員連記)

【審査請求を代理人がする場合】

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代理人 〇〇 〇〇
(連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇電話番号)

1 審査請求に係る処分の内容

○年○月○日付けで、川崎市長が○○に対してなした、○○に関する処分
(例：開発許可処分等。また、文書番号等が分かる場合には、記載してください。)

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

○年○月○日

3 審査請求の趣旨

「1記載の処分を取消す。」との裁決を求める。

4 審査請求の理由

- (1) (処分に至る経緯等を記載の上)川崎市長から、1に記載する処分を受けた。
- (2) しかしながら、本件処分は、・・・・・・・・・・であるから、都市計画法○○条の規定に違反しており、違法がある。(根拠を明確に記載してください。)
- (3) 本件処分により、審査請求人は、・・・(法的権利又は利益を記載)を侵害されている。
- (4) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

【ある場合】

「この処分に不服があるときには、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市開発審査会に対して審査請求をすることができる。」(処分庁の教示をそのまま転記してください。)との教示があった。

【ない場合】

なし

6 その他として、次の書類を提出します。

- (1) 添付書類
○○○○(総代や法人の代表者の資格を証明する書面、委任状、等)
- (2) 証拠資料
甲第1号証 ○○
甲第2号証 ○○

(処分)

行政不服審査法による

審査請求の方式

- 1 審査請求をする場合は、書面にて正副2通提出してください。(行政不服審査法施行令第4条第1項)
- 2 総代を互選した場合は、総代互選書を提出してください。(行政不服審査法第11条、行政不服審査法施行令第3条第1項(副本用は、複製可))
- 3 総代を互選しないとき及び総代が複数いるときは、処分庁からの弁明書(副本)の送達先(連絡先)を明記してください。
- 4 代理人によって請求する場合は、委任状を提出してください。(行政不服審査法第12条、行政不服審査法施行令第3条第1項)(副本用は、複製可)
- 5 法人が申請する場合は、代表者の資格証明書(登記事項証明書)を提出してください。(行政不服審査法施行令第3条第1項)(副本用は、複製可)
- 6 審査請求のできる期間は、原則として、**処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内**です。

なお、上記の3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すれば、原則として、審査請求することができません。(行政不服審査法第18条)

- 7 審査請求書の書き方(行政不服審査法第19条)

- (1) 別紙記載(例)を参考にしてください。
- (2) なるべく、A4版、横書き(左余白有り)にしてください。

- 8 審査請求を受理し、裁決を行う場合は、行政不服審査法第24条第1項及び第2項に該当する場合を除き、あらかじめ審査請求人及び処分庁等関係者の出頭を求めて、公開による口頭審理を行います。(都市計画法第50条第3項)
- 9 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取下げることができます。審査請求の取下げは、書面にて提出してください。(行政不服審査法第27条)
なお、代理人が「取下書」を提出する場合には、審査請求人から別に取下げについての委任状が必要です。(行政不服審査法第12条)

問い合わせ先

210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市開発審査会事務局

(まちづくり局総務部まちづくり調整課内)

電話 044-200-2708

FAX 044-200-3967